告　示

○経済産業省告示第百二十六号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第十条、第二十六条、第二十九条、第三十三条、第三十七条及び第三十八条の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号本文中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同号イ中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「及び国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同号ロ中「低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「及び低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同号ハ中「様式第一」の下に「（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、様式第一の二）」を加え、同号ニ中「様式第二」の下に「（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、様式第二の二）」を加え、同号ホ中「、様式第三の二」を「様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第三の四」に改める。

第二十条及び第二十一条第二項中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第二十二条第二項第一号の三の次に次の一号を加える。

一の四　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこと。

第二十四条中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第二十七条中「（以下「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されている附属品（以下「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」という。）」を加える。

第二十八条第二項中「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」を加える。

第二十九条第一項第一号中「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」を加え、同号ロ及び同項第二号中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加える。

第三十一条第四項中「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」を加え、同条第七項中「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」を加える。

第三十二条中「の場合」を削り、「、様式第四の二」を「様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の四」に改める。

第三十三条中「圧縮水素自動車燃料装置用附属品」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品」を加える。

様式第一の次に次の一様式を加える。

様式第一の二（第一条第二項第三号関係）

容器証票

搭載者名称	
搭載月	年　月
車台番号	

備考　この証票の大きさは縦25ミリメートル、横90ミリメートル以上とすること。

様式第二の次に次の一様式を加える。

様式第二の二（第一条第二項第三号関係）

車載容器一覧証票

	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年　月	
車台番号		

備考　1　この証票の大きさは縦50ミリメートル、横110ミリメートル以上とすること。

2　容器番号及び附属品番号の欄は、搭載容器の個数に合わせて作成すること。

3　充填可能期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第三の二の次に次の二様式を加える。

様式第三の三（第一条第二項第三号関係）

車載容器総括証票

充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年　月
検査有効期限	年　月
最高充填圧力	
車台番号	

備考　1　この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

2　充填可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第三の四（第一条第二項第三号関係）

車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）

充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	